

市政記者各位

福岡市 出生届 オンライン

出生届がオンラインで提出できるようになります！

福岡市に本籍がある方は、区役所の窓口に行かなくても、スマホやパソコンからオンラインで出生届を提出できるようになります。

福岡市では児童手当や子ども医療費助成の申請など、お子さんが生まれた後に必要な手続きもオンライン化しているため、福岡市に本籍があり、かつ福岡市にお住まいの方は、来庁せずに多くの手続きを完了させることができます。

1 開始日時 令和6年10月1日(火曜日) 午前8時45分



2 提出できる方(以下の①～③の全てにあてはまる方)

- ① 生まれた子の父または母で、**本籍地が福岡市にあること**
 - ② 父母の双方が日本国籍で、生まれた場所が日本国内であること
 - ③ 生まれた日を含めて **14日以内**(14日目が閉庁日のときは翌開庁日まで)の提出となること
- ※ 婚姻関係にない両親から生まれた子の出生届のオンライン提出は、国による決まりのため、母からの届出に限られます。この場合は、上記①および②の父についての条件は問いません。

3 必要なもの

- ・ 提出される方の電子証明書が有効なマイナンバーカード
- ・ カードの読み取りができるスマートフォン(またはパソコンとカードリーダー)
- ・ 医師や助産師の記入した**出生証明書(撮影画像を添付します)**

4 提出方法

- ・ 詳細は以下の URL をご参照ください。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/kusei/life/A024_2.html



[出生届 HP]

5 出生届の提出のあとにオンラインで可能な手続き

- ・ 児童手当の申請、子ども医療費助成の申請、国民健康保険の追加加入(必要な方)などがオンラインで手続き可能です。詳細は以下の「ふくおか子ども情報」HP へ。
- ※ ひとり親家庭の方への手当など上記の他に手続きが必要になる場合があります。
- ※ 生まれたお子さんのマイナンバーカードの申請手続きは、出生届提出の2～3週間後に「個人番号通知書」が届いた後に可能となります。



[こども情報]



【出生届について】

市民局 戸籍住民課 栗秋 Tel:092-711-4073

【行政手続きのオンライン化について】

総務企画局 サービスデザイン課 矢口 Tel:092-711-4356

オンライン提出の画面案内

■URL

https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/kusei/life/A024_2.html

上記サイトから提出者の本籍区のボタンを押下



[出生届 HP]

マイナポータル

福岡県福岡市

出生届 (本籍地が福岡市早良区の方)

オンライン申請
電子署名必須

制度
戸籍

手続きを行う人
以下の条件を全て満たす方

- 届出人 (申請者) が生まれた子の親のいずれかであること
- 生まれた子の父母双方が日本国籍を有していること (嫡出でない子 (婚姻関係にない男女に生まれた子) の場合は、母が日本国籍を有していること)
- 届出人 (申請者) がマイナンバーカードを保有していること
- 医師又は助産師が作成した出生証明書を取得し、出生証明書の画像データ保存していること (出生証明書が画角に収まっている・文字が判読できる程度に画像が鮮明であること)
- 生まれた子の出生地が日本国内であること
- 届出自治体が生まれた子の親の本籍地であること
- 届出人 (申請者) が本籍地や筆頭者を把握していること

申請する

手続きの要件を確認して
手続きスタート!

提出される方の
情報を入力

届出 (申請) は生まれた子の父母のみオンライン届出が可能です。また父母が婚姻していない場合は、原則、届出人を父とできません。

条件確認 (1)

届出人 (申請者) **必須**

届出人 (申請者) は生まれた子の父である
 届出人 (申請者) は生まれた子の母である

生まれた子の父母双方が日本国籍を有している場合のみオンライン届出が可能です。(嫡出でない子 (婚姻関係にない男女に生まれた子) の場合は、母が日本国籍を有している場合のみ)

条件確認 (2)

国籍 **必須**

生まれた子の父母双方が日本国籍を有している (嫡出でない子 (婚姻関係にない男女に生まれた子) の場合は、母が日本国籍を有している)

届出人 (申請者) はマイナンバーカードを保有している必要があります。

条件確認 (3)

マイナンバーカードの保有有無 **必須**

届出人 (申請者) がマイナンバーカードを保有している

step1 ▶ step2 ▶ step3 (入力不要) ▶ step4 ▶ step5 ▶ step6

step2 申請情報入力 (残り7画面)

福岡 太郎さんの申請です。
生まれた子の情報

システムではエラーが表示されて入力できない文字でも、子どもの名前に利用可能な場合があります (「https://houmukyoku.moj.go.jp/KOSEKIMOJIB/MO1.html」において御確認ください。)。この場合、各市区町村窓口において御確認の上、出生届を紙で御提出ください。

使用可能文字チェックが入ります。
子の氏名 **必須**

福岡

花子

氏 (カナ) 名 (カナ)
[全角][全角]

フクオカ

ハナコ

生まれた子の情報を入力
※名前に使える文字が
自動チェック機能あり

この後もフォームに従って
父母の情報、住所、
本籍地などを入力します

入力が終われば
確認画面で最終確認

step1 ▶ step2 ▶ step3 (入力不要) ▶ step4 ▶ step5 ▶ step6

step4 入力内容確認
入力内容に誤りがないか確認してください

申請者情報

氏名 (漢字又はアルファベット)
福岡 太郎

氏名 (フリガナ)
タロウ

郵便番号
8120011

現住所
福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目9番 201号
〇△マンション

電話番号

次へすすむ



医師や助産師から受けとった「出生証明書」をスマホで撮って添付

step1 ▶ step2 ▶ step3 (入力不要) ▶ step4 ▶ step5 ▶ step6

step5 添付書類登録

必要書類をアップロードしてください

スマートフォンのカメラで撮影した画像のアップロードも可能です。添付書類のファイル名は全角文字で最大100文字、半角文字で最大200文字まで設定可能です。

出生証明書

② 詳しい説明

必須

追加されたファイル

削除 IMG_9027.jpeg (4,005KB) [x]

ファイルを追加

注意事項

アップロードに失敗する場合

次へすすむ

step1 ▶ step2 ▶ step3 (入力不要) ▶ step4 ▶ step5 ▶ step6

step6 電子署名・送信・印刷

ご自身のマイナンバーカードか、スマホ用電子証明書を設定済みのスマートフォンで電子署名を実施してください

電子署名には「暗証番号」が必要になります。暗証番号（パスワード）は、利用者様自身が設定した6～16ケタの英数字です。

暗証番号（パスワード）を5回間違えるとロックされるのでご注意ください。
マイナンバーカードをご利用の場合は、市区町村で解除の手続きが必要となります。
スマホ用署名用電子証明書をご利用の場合は、一太郎アプリからパスワードの初期化を行います。

スマートフォンで電子署名

操作手順

電子署名して申請する

印刷する

スマホにマイナカードをかざして電子署名

申請完了

申請を正しく受け付けました

step1申請者情報入力でメールアドレスを入力していた場合、受付完了の通知をお送りいたしますのでご確認ください

申請先窓口
福岡県 福岡市

今回申請された手続
戸籍 出生届（本籍地が福岡市早良区の方）

受付番号
990925088438569

申請先窓口からのお知らせがございます。これより、申請を受理できるかどうかの審査を行います。場合によっては、福岡市からお電話等でご連絡することがございます。申請に関するお問い合わせは、早良区役所市民課（092-833-4311）までご連絡ください。

《福岡市にお住まいの方へ》
出産に伴う手当、助成金、サポート等の制



これで区役所に行かなくても出生届の提出が完了！
続いて、市内にお住まいの方向けに、児童手当や子ども医療費助成などの関連手続きの案内があります。
児童手当や子ども医療費助成、国民健康保険の加入手続きなどは、オンライン申請もご利用いただけます。